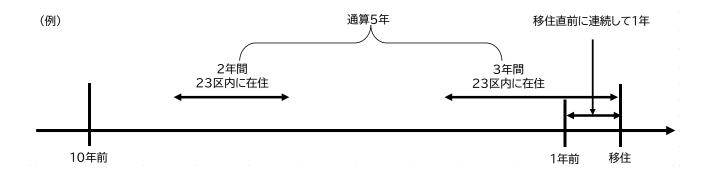
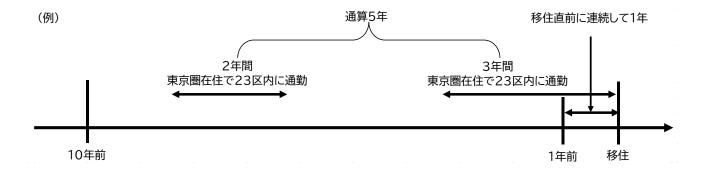
(参考)移住元に関する要件の期間の考え方について

次の(1)(2)のいずれかに該当する必要があります。

(1) 熊本市へ移住※1する直前の 10 年間のうち通算 5 年以上かつ移住する直前に連続して1年以上「東京 23 区内に在住していたこと」

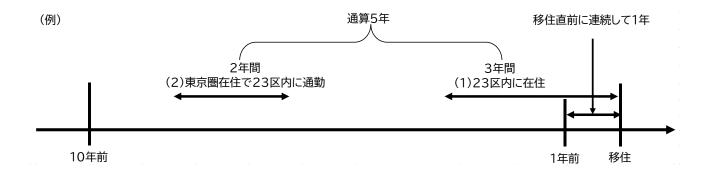


(2) 熊本市へ移住する直前の 10 年間のうち通算5年以上かつ移住する直前に連続して1年以上「東京 23 区 以外の東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)のうち条件不利地域※2以外の地域に在住し、東京 23 区内の法人等への通勤をしていたこと」



(注1)

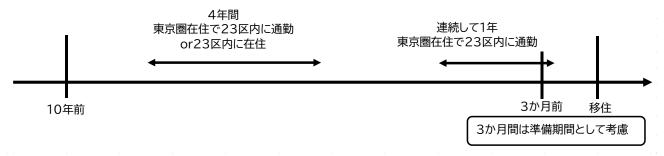
「(I)東京 23 区内に在住していたこと」と「(2)東京 23 区以外の東京圏のうち条件不利地域に在住し、東京 23 区内の法人等へ通勤をしていたこと」は合算して、「移住する直前の IO 年間のうち通算5年以上、かつ、移住する直前に連続してI年以上」を満たしても期間の要件を満たします。



(注2)

「移住する直前に連続して1年以上、東京23区以外の東京圏に在住し、東京23区内の法人等への通勤」の「1年以上」の期間については、移住する3か月前までを起算点とすることができます。(ただし、3か月の期間中に東京圏から転出している場合は対象外となります。)

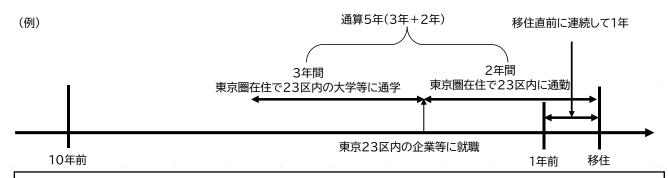
(例)



例えば、令和7年4月 | 日に移住する場合、東京圏在住で23区内も通勤する期間の終期は、令和7年 | 月 | 日から令和7年4月 | 日までの間であることが必要です。

(注3)

東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ 就職した方については、通学期間(修業年限を上限(高等専門学校は2年、4年制大学は4年))も対象期間とし て加算できます。



- ※1「移住」とは、住民票を熊本市に異動し、生活の本拠を熊本市へ移すことをいいます。 また、熊本市に移住した日については、住民票記載の「住民となった年月日」をもって判断します。
- ※2「東京圏のうちの条件不利地域」とは、以下のとおりです。

東京都: 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、 御蔵島村、八丈町、 青ケ島村、小笠原村

埼玉県: 秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、神川町

千葉県:銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、 栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御 宿町、鋸南町

神奈川県:三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村